

首領爭議ニ関シテハ既報(三月十八日勞務第八一七號)ノ通りナ  
ルカ其後從業員側ハ関東出版(第一爭議團)ト東京出版(第二  
爭議團)ト別個ニ行動ヲ執リ第一爭議團ニ於テハ勞資會見折衝  
ノ結果内滿解決シ第二爭議團ニアリテハ目下抗爭中ナルカ状況  
左記ノ通り

記

一、勞働者側

(1) 第一爭議團(関東出版勞働者組合)

世區南佐久間町ニ、一七〇名ノ爭議團本部ヲ置キ飯田吾平、工藤  
良一、露久保賢次等、指導ニ依リ對策ヲ協議シ連日折衝ニ努  
ムル處アリタルニ會社々長梅原卓三郎ハ金策ト稱シ所在ヲ  
晦シ交渉更ニ進展ヲ見ス極力検査ノ結果所在ヲ突留メ二月  
二十五日午前十一時ヨリ本社ニ於テ從業員代表飯田、工藤外  
十八名ハ會社側代表梅原卓三郎、梅原勘一郎外二名ト徹宵

交渉ノ結果從業員側ニ於テ要求ニ提出スル要求書ヲ撤回シ更  
ニ左ノ四項ヲ提出

- 一、不拂賃銀即時支拂ノコト
  - 二、臨時休業中ノ日給全額支給ノコト
  - 三、解雇予告ヲ支給ノコト(但シテ年勤積者ハ三月分々年々二月増スコト)
  - 四、爭議費用全額負担ノコト
- 以上ノ遂條説明シ即答ヲ迫リ種々折衝ノ結果會社側ニ於テ  
未拂賃銀ノ分トシテ
- 一、赤字一割三千圓(約千五百圓)但シ職工ニ於テ原分スルコト
  - 二、三月甲ノ會社實積代金(約一千圓)但シ回収ニ休キ營業  
部長阿部ヲ責任ヲ持ツコト
  - 三、社貸七百圓勘一割阿部白石各一百圓也
- 以上計二千五百圓ハ三月三十一日支拂フコト
- ニ決定シ支拂ヲ了シ他ノ三項目ニ對シテハ追テ會見ノ上決